

地域指定年度	昭和44年度
計画策定年度	昭和46年度
計画見直し年度	昭和52年度
	昭和61年度
	平成9年度
	平成18年度
	平成30年度

川俣農業振興地域整備計画書

平成30年11月

福島県伊達郡川俣町

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	6
第2 農業生産基盤の整備開発計画	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7
第3 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	8
3 農用地等の保全のための活動	8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	9
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な 利用に関する誘導方向	9
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の 促進を図るための方策	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11

第5	農業近代化施設の整備計画	1 2
1	農業近代化施設の整備の方向	1 2
2	農業近代化施設整備計画	1 3
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 3
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	1 4
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	1 4
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	1 4
3	農業を担うべき者のための支援の活動	1 4
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 4
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 5
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 5
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 5
3	農業従事者就業促進施設	1 5
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
第8	生活環境施設の整備計画	1 7
1	生活環境施設の整備の目標	1 7
2	生活環境施設整備計画	1 8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 8
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	1 8
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）該当なし	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）該当なし	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
5	生活環境施設整備計画図（付図5号）該当なし	

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- (2) 用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、福島県中通り地方の北部、東経 140 度 36 分、北緯 37 度 30 分に位置し、福島市から東南 21km の距離にある。東は相馬郡飯舘村と双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接している。

地勢は、相馬郡境に南北に北部阿武隈山地が連なり、標高 918m の花塚山を頂点として南へ虎石山、高太石山・口太山がそびえ、一方、北部山地には女神山がある。阿武隈山地は、東南から西北に傾斜して山麓を展開し達南の平坦地に続いているが、起伏の激しい丘陵地なので、農業の立地条件は恵まれていない。

地質は、古期花崗閃緑岩で土性は壤土、砂壤土である。河川は水源を口太山・木幡山に発する広瀬川が主流で、そのほか口太川・女神川等が農耕地を貫流している。ほか、農業用水として小規模河川やため池から灌漑が行われている。

気象条件は、年間平均気温が 12.9℃であり、年間の降水量は 895mm と比較的少ない。平均初霜は 10 月下旬、平均終霜は 4 月下旬となっている。降雪期間は、12 月から 3 月までの 120 日ほどである。

平成 27 年の国勢調査による本町の人口は 14,452 人、世帯数は 5,515 戸となっており、これに対し農家人口は 1,346 人(9.3%)、農家戸数 804(14.5%)となっている。年々農家人口と農家戸数が減少していくことが予想されている。

産業別就業人口の推移をみると、人口の減少に比例し年々減少している。過去 10 年間で 1,255 人(15.2%)減少した。産業別には第 1 次産業の割合が減少し、第 2 次及び第 3 次産業の割合は増加している現況である。その構成比は、平成 27 年国勢調査では第 1 次産業の割合は 5.0%、第 2 次産業が 43.3%、第 3 次産業が 51.7%となっている。

本地域は企業誘致等の活動を行っているが人口の減少は抑えられず、第 1 次産業から第 2 次・3 次産業への移行は、今後とも続いていくと考えられる。企業の進出や事業規模の拡大、それに伴う近隣への住宅の建設や転居などによる土地利用の方向が予想される。

したがって、こうした町の人口及び農家数の動向や農業構造の変遷に伴い、都市的土地利用と農業地域との利用調整を行うとともに、今後の発展を勘案しながら、自然的・社会的・経済的及び文化的諸条件について配慮し、総合的な土地利用を進めていく必要がある。

農業振興地域における土地利用の基本方針として、優良農地の確保を図るため、生産基盤の整備と農地の高度利用を進め、気象条件に適合した水田、畑作、草地開発を図ってきたところであるが、東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質汚染の影響を大きく受けることになり、山木屋地区においては 6 年の住民避難を余儀なくされた。葉たばこについては全町で作付が見送られ、農産物についても制限がかからない作物についても風評被害が大きく、特に山木屋地区ではすべて

の農作物が制限されることになった。家畜についても計画的避難区域外への移動が必要とされた。そういった中で、農業をすることをあきらめる生産者も多く、遊休農地の拡大が問題となっている。農地除染が平成24年から始まり、山木屋地区においても早期営農再開に向けて除染を行っているところではあるが、今現在完了には至っていない。

このような現況のなか、風評被害への対応も含めた安全安心な農業生産を目指し、これ以上の離農を防いでいくため、農業排水整備、農道整備、園芸施設整備、集出荷施設整備などの近代化施設整備及び生産性の低い農地の再整備による生産基盤の充実に努めることとする。

現在の土地利用は、63.8%が森林・原野でその山々にはさまれた盆地に農用地が存在している。農用地2,377haは、大部分が国道・県道等の道路沿いに広がり採草放牧地は山間部に点在している。農用地と森林・原野の間に農業施設用地、住宅地、工場用地が点在している現状である。

今後の農用地の移動について、地区ごとには、富田（鶴沢）地区において住宅や商店の増加に伴い減少し、都市的利用は増加していくことが予想される。ほかの地区については、農業は本町の基幹産業であることから、現在使われている農用地の保全と整備に努めることに加え、森林・原野を農用地として5ha、農業用施設用地として4haの土地利用を目指して、農地の高度利用に努める。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (29年)	2,377	24.6	19	0.2	(0)	(0)	276	2.9	53	0.5	768	8.0	9,649	100
目標 (34年)	2,382	24.7	23	0.2	(0)	(0)	276	2.9	53	0.5	768	8.0	9,649	100
増減	5		4		(0)	△9	-		-		-		-	

資料：町産業課資料

1（ ）内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本町にある現況農用地2,377haのうち、aからcに該当する農用地約1,285haについて農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準じる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設または変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・ 埋立て又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性の即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でない認められる農用地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（地区名等）	面積	土地改良施設等の種類
農村総合整備モデル事業	富田、福田、小島、小綱木、山木屋	2.2ha	農道
団体営農道整備事業	小綱木	0.6ha	農道
山村振興等農林漁業特別対策事業	小綱木	0.1ha	農道
新山村振興等農林漁業特別対策事業	飯坂	0.3ha	農道
ふるさと農道緊急整備事業	山木屋	0.5ha	農道
一般農道整備事業	小島	1.9ha	農道
農村総合整備モデル事業	小綱木	1.0ha	排水路

(ウ) 農業用施設用地について農用地区域の設定方針

本地域の農業用施設用地のうち、(ア)において、農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体に保全する必要がある農業用施設用地 13.9ha について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (地区名等)	面積	農業用施設の種類
畜産施設	東福沢、羽田、飯坂、大綱木、小綱木、山木屋	8.7ha	牛・豚・鶏
養蚕施設	羽田	0.2ha	蚕
飼料保管倉庫	山木屋	1.6ha	飼料
パイプハウス	西福沢、羽田、飯坂、小綱木、山木屋	2.1ha	野菜、花き
農業用管理施設	川俣町一円	1.3ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

森林・原野は農業振興地域の約 61.0%を占めているが農業就業者の高齢化、後継者不足による離農や荒廃地化が問題となっている。さらに放射性物質に汚染されているが、森林除染の予定がないということもあり、森林の活用を推進するよりも優良農地の保全・集積等をはじめとする現況農用地の利用及び確保が最優先の課題となる。このため現況森林・原野等にかかる農用地区域の設定は、大幅に見直しを行い、現況森林、原野の農用地区域の設定は行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の重点作物である水稻、大豆、葉たばこ、きゅうり、ミニトマト等の野菜、果樹、花き及び畜産を中心とした複合型の農業振興を図るため、農業振興地域面積 9,649ha のうち農用地等 1,324ha を確保し、農用地の流動化等による利用調整施設及び基盤整備の推進を図りながら、生産性を高め、地区毎の特色ある土地利用を推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
富田	183	184	1	2	2	0	0	0	0	1	1	0	186	187	1	
福田	238	242	4	2	2	0	0	0	0	2	2	0	242	246	4	
小島	101	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101	101	0	
飯坂	79	83	4	7	7	0	0	0	0	0	0	0	86	90	4	
小綱木	113	113	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	115	115	0	
大綱木	47	48	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	48	49	1	
山木屋	408	412	4	111	111	0	0	0	0	10	13	3	529	536	7	
計	1,169	1,183	14	123	123	0	0	0	0	15	18	3	1,307	1,324	17	

資料：町産業課資料

イ 用途区分の構想

(ア) 富田地区

本地域の西部に位置し、地区の中心を走る国道 114 号、主要地方道川俣安達線が福島市・飯野町を結んでいる。国・県道沿いに市街地を形成している。農用地は 186ha であり、地区北部は河川沿いに農地が形成され、南部は丘陵地に形成されている。基盤整備がなされ、大規模な土地利用型農業を行う農地としての利用をすすめる。

(イ) 福田地区

本地域の北西部に位置し、中央部を南北に主要地方道霊山松川線が女神川沿いに走って伊達市とを結んでいる。農用地は 242ha であり、一部基盤整備がなされ、河川・集落沿いと丘陵地に農地を形成している。基盤整備された農地については集団的な利用を今後も進め、その他の丘陵地においては野菜・畜産・桑といった作物により利用する。今後、本地区では認定農業者が進めている畜産・養蚕を拡大していく。

(ウ) 小島地区

本地域の北部に位置し、南北に国道 349 号が一級河川広瀬川沿いに走り、川俣町と伊達市を結んでいる。農用地は 101ha であり、河川沿いの平坦地は基盤整備がなされており、その他農地は山間地沢地沿いに向かって形成されている。平坦部については土地利用型農業を行う農地として利用をすすめる。その他農地については今後、きゅうり・ミニトマトの産地化を図る。

(エ) 飯坂地区

本地域は北東部に位置し、東西に主要地方道原町川俣線が走り飯館村とを結んでいる。農用地は 86ha であり、河川沿いの水田を除いて山林にはさまれ、農用地が混在している。農地の形により機械化の条件に恵まれないことから、野菜や花きの産地化計画の基盤として農地の利用を促進する。

(オ) 小綱木地区

本地域の東部に位置し、中心部を国道 114 号が走っている。農用地は 115ha であり、河川沿いの水田を除いては急峻な山林にはさまれ、農用地が混在している。農地の形により機械化の条件に恵まれないことから、野菜や花きの産地化計画の基盤として農地の利用を促進する。

(カ) 大綱木地区

本地域の南西部に位置し、南北に国道 349 号が中心部を走り、二本松市と結んでいる。農用地は 48ha であり、河川沿いから山間地沢地に向かって、農地が形成されている。農地の形により機械化の条件に恵まれないことから、野菜や花きの産地化計画の基盤として農地の利用を促進する。

(キ) 山木屋地区

本地域の南部に位置し、国道 114 号が走り、二本松市・浪江町に結ばれる農用地は 529ha であり、地区中心部は河川沿いに平坦な農地が広がり、またなだらかな丘陵地が周りを囲んで農地が広がっている。平坦地ではほぼ整備済みである。

標高 500m の高原地帯であるが、中央部に広がる平坦部は基盤整備が完了していることから、高冷地に適した銘柄米産地の確立を推進する。

また東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域について、平成 29 年 3 月末で解除となったため、営農再開に向けて花きの生産の産地化や飼料作物の生産を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地は2,457haあり、田815ha・樹園地300ha・畑1002ha・採草放牧地340haである。耕地全体で見ると、傾斜度1/20以上が15.7%・1/100~1/20が27.1%・1/300~1/100が39.5%・1/300未満が17.7%となっており、全般的に傾斜がきつく、田畑とも山間にあつて比較的団地性には乏しい。

土地基盤整備は団地性の確保ができる水田を中心に第1次・2次農業構造改善等の土地改良事業によって整備され、小規模な水田・畑については自助努力によって整備が進められているが、田の整備率43.1%、畑の整備率17.8%と未整備農用地が多い。農業の近代化に即した土地利用を促進するため、耕作者の意向を踏まえつつ立地条件に即した基盤整備、土地改良施設の充実を図り、効率的な農業経営の確立を図る。

(1) 川俣地区(富田・福田・小島・飯坂・小綱木・大綱木)

団地規模概ね10ha以下のほ場整備と農道整備、水資源の有効な確保を図り水不足に対処するため用排水路、ため池の整備を行い、農業生産の近代化を促進する。

(2) 山木屋地区

平成26年から、福島県が福島再生加速化交付金農業基盤整備促進事業を活用し、用・排水路暗きよ排水の整備を実施しており、湿田だった箇所を転作または震災以前よりも作付しやすい環境整備を図っている。

2 農業生産基盤整備開発計画(付図2号)

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業は不可分のものであり、とりわけ森林面積の多い本地域においては林業に期待するところが大きい。すなわち、農家の多くが山林を保有し、林業経営を行っている。また、水源のかん養・災害の防止機能等、森林はなくてはならないものである。

特に水源かん養機能又は山地災害防止機能を増進する必要がある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系・下層植生の良好な発達が確保されるとともに、林木の成長が旺盛な森林に誘導するため、長伐期施業等の推進及び適正な伐採方法の採用を図るほか、林床を考慮した造林・保育・間伐を計画的に実施するとともに、森林の面的な広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮した森林整備を行い、調和のとれた利用を行うものとする。

4 他事業との関連

第5次川俣町振興計画で計画されている米、野菜、工芸作物、花き、畜産などの複合型農業の生産体制のさらなる強化を目指し、相互調整を行い流通体制の確立と生産基盤の整備充実を促進し、農業の振興を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の農用地は、農業経営者の高齢化、後継者不足などから遊休化が進んでおり、管理が十分でない農用地が増えてきている。

また、ため池等農業用施設の老朽化による機能低下が見られる。このような現状に対し、農用地等を保全するため次のような施策を実施する。

- (1) 遊休農地対策として、中山間地域等直接支払制度や農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想などによる各種事業に取り組む。
- (2) 農業施設の損壊による農地の被害防止対策として、老朽ため池改修事業などの各種事業に取り組む。

2 農用地等保全整備計画（付図3号）

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

農業経営者の高齢化、後継者不足、核家族化などで、耕作放棄や管理不十分の農用地が増えてきているが、農用地としての機能低下と農用地や森林の持つ多面的機能の低下を防止するために、富田、福田、小島、飯坂、小綱木、山木屋地区では、中山間直接支払い制度及び多面的機能支払い制度に取り組んでおり、集落協定に基づき、耕作放棄地の解消活動や、農道、水路等の維持管理、農作業の共同化などを行っている。

また、耕作放棄地についてはその他に、人・農地プランを作成し、農地中間管理事業を利用した担い手への農地集積を目指す。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地の保全を行うためには、農用地の直接的な保全活動だけでなく、森林の持つ土砂災害防止機能・水源かん養機能などの増進と活用が不可欠であることから、森林整備計画に基づく森林整備の適正な推進と農用地の保全計画との調整を図り、効率的な農用地の保全計画の推進を行う。また、耕作放棄地には、広葉樹等を植林して地域の住民と密着した里山として整備して活用する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町ではおおむね 10 年後の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにした「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、農業経営の改善を推進しようとする農業者（認定農業者をはじめとする担い手）に対して、農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる方針を打ち出している。この中で、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,900 時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 360 万円程度、1 個別経営体当たり 520 万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標としている。

また、同時に集落の認定農業者等が中心となり、地域の実情に合った地域特性を生かした一体的な営農形態の集落営農を推進する。更にこうした担い手の育成、農用地の利用集積及び集落営農の推進により、従来の方策から転換される経営所得安定対策等に対応する。なお、山木屋地区は高原地帯で面積も広いので畜産等の複合経営地帯を目指す。

ア 川俣地区（富田、福田、小島、飯坂、小綱木、大綱木）

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成(ha)	戸数 (経営体数)(戸)	流動化 目標面積(ha)
家族経営	水稲+野菜	2.3	水稲 1.5+ミニトマト 0.8	15	4
	水稲+野菜	2.3	水稲 1.5+きゅうり 0.8	15	4
	水稲+野菜+菌茸	0.7	水稲 0.5+ミニトマト 0.2+しいたけ 15,000 本	5	5
	水稲+養蚕+野菜	7.0	水稲 1.0+養蚕 4.0+タラノメ 2.0	10	11
	水稲+花き	0.75	水稲 0.5+鉢花 0.25	7	11
	水稲+花き	2.0	水稲 1.5+花き 0.5	26	2
	葉たばこ+水稲	4	水稲 2.0+葉たばこ 2.0	3	2
	水稲+肉用牛(繁殖)	7	水稲 7.0+繁殖雌牛 40 頭	5	2
	養鶏単一	0.5	養鶏 4,000 羽	15	1
法人経営	酪農単一	24.0	成牛 40 頭+育牛 20 頭+草地飼料畑 24.0	5	30
	水稲単一	50	水稲 20.0+水稲受託 20.0+大豆 10.0	1	20
	酪農単一	150	成牛 200 頭+育牛 50 頭+草地飼料畑 150.0	2	0
	養鶏単一	1.2	養鶏 100,000 羽	1	0
	計			110	92

イ 山木屋地区

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成(ha)	戸数 (経営体 数)(戸)	流動化 目標面 積(ha)
家族 経営	水稲+葉たばこ	3.7	水稲 2.2+葉たばこ 1.5	5	16
	水稲+畜産	7.0	水稲 1.2+経産牛 40 頭+草地飼料畑 5.8	5	2
	水稲+花き	2.0	水稲 1.5+トルコギキョウ 0.5	15	1
	酪農単一	25.0	経産牛 40 頭+育成牛 10 頭+草地飼料畑 25.0	5	15
	水稲+雑穀+豆類	3.0	水稲 0.5+そば 2.0+大豆 0.5	8	3
法人 経営	水稲単一	50	水稲 20+水稲受託 20+大豆 10	1	20
	飼料作物単一	300.0	牧草 200+デントコーン 100	1	50
	酪農単一	150.0	経産牛 200 頭+育成牛 50 頭+草地飼料畑 150	1	2
	養鶏単一	1.2	養鶏 100,000 羽	2	1
	養豚単一	1.0	養豚肥育 800 頭	1	1
	計			44	111

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町の農業経営において農業従事者の減少や兼業化の進行により、優良農地を含めた農地の荒廃化が進むことが懸念されていることから、今後効率的かつ安定的な農業経営を目指すためにはこれらの農地を積極的に利用していくことが課題となっている。

こうしたことから各地域地区内の実情に応じて農業者自らの創造と工夫を基本に合意形成を図りながら、人・農地プランをベースとした農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手への農地集積、農作業受委託等の積極的な促進を図り、地区内優良農地の維持と遊休農地の活用に努め、認定農業者をはじめとする担い手の経営規模拡大を推進する。

また、個人経営ばかりでなく、農業生産組織を地域農業再編成の主要な担い手のひとつとして位置づけ、従来から行われている機械・施設の共同利用や作業の受委託等の個別経営の補完的機能だけでなく、兼業農家や高齢者農家等の合意、協力を得ながら土地利用調整を図り、法人化へ誘導することにより生産組織が企業的性格を有したものに育成・強化していく。

なお、山木屋地区は、高原地帯であるが平坦部が多く水田は、ほ場整備がほぼ完了していることから、用排水条件の整備を進めながら大型農業機械作業体系の確立を図るとともに、農地流動化の推進と農作業の受託作業を行う生産組織の育成を図る。

また、葉たばこ・花き及び畜産について今後とも振興を図るとともに、高性能農業機械の導入及び規模拡大等を図り経営の合理化・省略化を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町の経営規模は一戸平均0.9ha（平成27年農林業センサス）と小規模である。農地の流動化を円滑に促進するために、農家への意向調査により実態を把握したうえで、農業経営基盤強化促進法による事業、人・農地プランによる農地中間管理事業、農地保有合理化事業や農業委員会のある活動により担い手への農地の集積を図られるよう、農業委員会・農業協同組合等からなる川俣町農業振興審議会を中心に進めていく。

(1) 地域農業集団の育成

担い手農家をはじめ小規模農家、兼業農家、高齢農家が行っている地域の農業生産を維持・拡大していくため、集落内の話し合いのもとに機械・施設の共同利用や農作業の受委託、更には品種統一や土づくり等の地域連携協定等により地域の実情に応じた機能を持つ新たな生産組織を育成する。

また、既存組織の機能強化を図るためには、担い手農家を中心とした農作業受託組織の育成と農作業が地域単位で行われるような属地的生産組織への再編を誘導する。さらに経営の近代化を図るための法人化のメリットなどの普及啓蒙を行い生産組織の法人化を推進する。

(2) 農作業受委託の促進

現在農業協同組合が主体となって、ライスセンターを核として水田について経営の受託を行っており、今後とも兼業農家や高齢農家の労働力不足に対応すると同時に遊休農地の解消を図りながら、これらの農地が担い手農家の作業規模の拡大に結びつくように誘導し農家所得の向上と農地の有効利用を推進する。

(3) 地力の維持増進

本地域の特産品である小菊、葉たばこ等において化学肥料の連用による地力の減退や連作障害の発生がみられることから、合理的な輪作体系の確立、土壌診断活動の実施、土壌改良資材の投入等により地力の維持・増進を図る。

(4) 農用地の保全

近年、中山間地域を中心に増加している鳥獣被害に対しては、川俣町鳥獣被害対策実施隊と連携して、農作物被害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施し、農用地の保全に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町は、所有規模5ha未満の小規模森林所有者の占める割合が森林面積の86%であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施の話し合いを行い、集落単位での森林の施業委託を図っていくため、森林経営計画の策定を進めることとする。

特に、本町林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等、事業実施体制の整備を図ることとする。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近年、消費者の多様化している農畜産物の需要に安定的に対応していくためには、現在の農業・農村が抱えている農業就業人口の減少や高齢化、農家の減少や兼業化等による生産力の低下を抑制する必要がある。

また、主要作物である米、きゅうり、ミニトマトなどの野菜、花き等の生産振興を図るためにも、農業生産基盤の整備とあわせ高性能な機械・施設の導入による効率的な農業経営への移行が必要とされているが、機械・施設の導入、利活用に当たっては法人や生産組織の施設利用計画のもとで効率的利用と過剰投資の防止に努める。

(1) 川俣地区（富田、福田、小島、飯坂、小綱木、大綱木）

本地区は、川俣を中心に四方に広がり、阿武隈山地特有の東南から西北に傾上した起伏の多い地形を呈しており、このような土地条件のもとで、水稻・花き・養蚕・畜産・野菜の振興を進めている。特に遊休桑園等の転換を推進する。今後における農業技術・生産体制のあり方、近代化施設の整備方針は次のとおりである。

米 —— 稲作の基本方針は、水稻を中心に労働力の減少に対応できる省力化を基礎に、生産性の高い良質米作りにおける生産組織の確立のため、機械利用組織を編成し、自立経営農家等を中核とした営農集団を育成推進し、優良品種の普及を図る。近代化施設の整備については、昭和57年度に小島地区にライスセンターを設置している。

葉たばこ —— 畑基盤の整備を進め、野菜、飼料作物等との輪作による葉たばこ生産の安定を図る。

養蚕 —— 本地区は全域にわたり養蚕の振興が図られているが、現在、養蚕を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。このような状況ではあるが、今後も集団化を行い、経営技術の向上と農家所得の増大を図る。

畜産〈乳牛〉 —— 年間搾乳量の目標達成のため優良雌牛を導入し、また、良質の飼料生産を行うため、自給飼料用機械の導入を図り、自給飼料生産の増大を図る。

畜産〈肉牛〉 —— 素牛の安定供給を促進するため、遊休地の活用と未利用の山林原野も含め、粗飼料の自給対策に力をそそぎ、肉用牛生産農家の経済規模拡大を図り、多頭飼育経営を推進する。また、ふん尿処理等の公害対策にも配慮しつつ経営技術改善促進を図る。

畜産〈川俣シャモ〉 —— (株)川俣町農業振興公社と町の連携により、さらなる販路開拓を行い、生産羽数の向上を目指す。また、川俣シャモ振興会の主催等による各種勉強会等により飼育農家の資質向上を推進する。

野菜 —— 消費地の需要の動向に合わせた指定野菜を中心に収益性の高い品目の導入拡大を図り、養液栽培等を行うことのできる低コスト耐候性ハウスなどの近代化施設の整備を促進し野菜の生産振興を図る。

花き —— 花き業界のマーケティングに基づいた品目の選定を行い、需要に基づいた生産計画を立て、低コスト耐候性ハウスなどの近代化施設の整備を行い、花き産地の確立を図る。

(2) 山木屋地区

本地区は、標高 500m を超える高原地帯で、比較的平坦な土地条件を有した純農村地帯である。本地域は、稲作を中心に葉たばこ・花き・畜産・野菜の振興を積極的に進めており、今後における農業技術・生産体制のあり方・近代化施設の整備方針は次のとおりである。

米 —— 川俣地区に準ずる。近代化施設としては、昭和 59 年度に設置したライスセンターがある。

葉たばこ —— 川俣地区に準ずる。共同育苗施設は、昭和 56 年度に導入しており、また乾燥施設についてもほぼ完備している。

畜産<乳牛> —— 山木屋地区においては農地集積を図り牧草、デントコーンの作付を行う計画がある。それを踏まえ、粗飼料倉庫、自給飼料用機械の導入を図り、自給飼料生産の増大を図る。

畜産<肉牛> —— 川俣地区に準ずる。

野菜 —— 川俣地区に準ずる。

花き —— 川俣地区に準ずる。

2 農業近代化施設整備計画 (付図 4 号)

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
共同飼料供給施設 (飼料調製貯蔵運搬施設)	山木屋 粗飼料倉庫 7 棟	山木屋	300	200	農事組合法人ヒュッテファーム	1	
共同栽培管理施設 (農業機械)	山木屋 トラクター6台、テレハンドラー3台、プッシュオフトレーラー2台、その他 25 台	山木屋	300	200	農事組合法人ヒュッテファーム	2	
共同栽培管理施設 (園芸施設)	低コスト耐候性ハウス 11 棟	全町	0.9	11	ポリエステル媒地活用推進組合	3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、低迷している。製材工場は小規模の個人経営であり、規模の拡大もあまり望めない状況である。

特産林産物のうち本町の特産品のひとつであるしいたけについては、小島、小綱木地区において生産が積極的に行われているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。今後については、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者及びその確保のための農作業体験施設、就農支援施設、情報通信施設等については、現在のところ整備されていない。

今後確保すべき新規就農者の目標は、本計画書基礎資料では34年までに8名としているので、その確保のための施設を整備していく必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新規就農者及びその確保のための施設の具体的な整備計画は今のところはないが、高齢者等活動・生活支援促進機械施設において、パソコンが設置してあるので経営管理能力習得の講習会を開催するなどして代替施設として活用していく。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農の相談があった場合には、関係機関に照会して農業技術・知識習得への支援、就農準備等に必要な資金手当の支援、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援、就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援情報の提供を行う。

また、農業青年を確保するため、学校教育の段階から農業への理解を深めると共に、円滑な就農促進を図るため、長期的な展望のもとでの支援体制を整備する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件の確立を図ることが重要である。

本地域林業は、小規模経営で、しかも農業との兼業がほとんどであるため、農業振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

(2) 林業後継者等の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では農林業後継者の増加は期待できない。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化する。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本地域の林業の担い手である森林組合において、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を図ることとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

兼業化の進展あるいは経済状況の変動により、農業者及び農業者及び農家子弟の他産業へ就業が増大している。これを、農地の流動化に結びつけ担い手農家への農地の集積を図り、もって農業構造の改善を図る必要がある。

このためには、他産業就業者の安定的な就業が不可欠である。すなわち、出稼ぎや日雇・臨時雇労働者を恒常的勤務に誘導して、農地の流動化を活性化させ、このことによって就業機会の増大及び自立経営農家の育成、ゆとりある農家経営へと導いていけるようにする。したがって、他産業従事希望者あるいは現に従事している人の安定した就業を確保し、農工商のバランスのとれた発展を期するため、所要の方策を講ずるものとする。

単位：人

区 分	従 業 地									合 計		
	市町村内			市町村外			無回答					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	131	78	209	160	60	220	24	6	30	315	144	459
自営兼業	22	15	37	7	3	10	11	3	14	40	21	61
出稼ぎ	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2
日雇・臨時雇	46	25	71	21	12	33	4	3	7	71	40	111
無回答	32	23	55	35	19	54	42	53	95	109	95	204
計	231	141	372	225	94	319	81	65	146	537	300	837

資料：アンケート調査による（地区農振会に加入している組合員を対象。アンケート配布枚数1363枚、回収率は71%、平成28年12月実施）。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、農業委員会・農業協同組合等との連携をとりつつ、集落座談会等の機会をとらえ就業意向の把握・就業相談活動の推進を強化する。また、農村地域工業導入実施計画を達成するためにさらに企業へのピーアールを高め、農業者の福利厚生充実と他産業への就業の円滑な誘導を図り、企業誘致活動を引き続き強化継続する。企業進出にあたっては地元商工会及び関係者との調整を図り、円滑な進出が行われるよう十分な協議を行うものとする。最近、地域の農林水産部会及びその他の地域資源を見直し、その利活用を図ろうとする運動、すなわち、直売所の展開が著しい。本地域においても、地域特産物として育成するため数品目の農畜産物及び加工品を選定し、推奨している。これが成果により農業従事者の新たな就業の場を創出できるよう努めるものとする。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の林家の大部分は経営規模が 10ha 未満の零細経営者であり、さらに保有森林は生産性も低く林業のみで生計を維持することは困難である。

したがって森林施業の協同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境施設は、その地域に住む人々にとって健康で文化的な生活を営むために必要不可欠なものであり、同時に地域住民のコミュニティの形成を図るうえでも重要なものである。これに生活水準の向上による生活様式の変化にともない、交通量の増大による騒音や生活排水による水質汚濁、専業農家の減少による地域連帯の希薄化への危惧等、集落機能の低下と生活環境の悪化問題が発生しており、これらの問題に対して生活環境の改善整備を推進する。

(1) 安全性

阿武隈山系の地形と広瀬川をはじめとする河川があり、災害の危険性があることから防災体制をはじめとする安全対策の強化が必要となっている。

これらの対応として、既存の消防団組織の強化、消防施設の整備促進、治山等による自然環境面での災害の未然防止と被害の軽減に努める。また、交通安全については、集落内道路の整備促進と合わせて、歩道・防犯灯・カーブミラー等の交通安全施設の整備を図ると共に、交通安全意識の高揚により交通事故の防止を図る。

(2) 保健性

ゴミ処理については、ゴミの減量化、資源化に結びつく分別処理制度は確立されているものの、今後住民の分別化への意識の高揚を推進する。

また、衛生的面からゴミ収集場所の散乱防止対策も必要である。

生活汚水を無くすよう今後も合併処理浄化槽の促進の際の補助事業を進めると同時に、集落での排水整備事業も一体的に推進する。

なお、化学肥料・農薬の使用低減により生活環境にやさしい農業の展開も図る。

(3) 利便性

国道114号・349号をはじめとして主要地方道、一般県道6路線が交差する交通上枢要の地であり、交通量は年々増加してきている。町道・農道については整備が立ち遅れているので、集落内道路、国県道と集落を結ぶ道路、集落を相互に結ぶ道路等、生活道路を中心に整備を推進する。

(4) 快適性

余暇時間の増加、高齢化の進行、自然環境保護運動への関心の高まり等により、スポーツ、娯楽、くつろぎをはじめ、日々の身近な生活における快適性への欲求は高くなっている。既存施設のイベント開催による活発化を図る一方、自然環境を生かした空間や身近な公園、地域と結びついたミニスポーツ施設等の整備を図る。

(5) 文化性

本地域では中央公民館、地区公民館等を中心として、文化活動や生涯学習活動等が行なわれている。今後は施設整備だけではなく、活動面の充実を目指し、各種団体及び指導者の育成も推進する。

また、本地域の持つ文化遺産や民俗資料を継承するため保護体制の充実や施設整備等に努める。

2 生活環境施設整備計画（付図5号）

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

木材の流通に関する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

第5次川俣町振興計画では、農業経営基盤の整備が計画されているので、農業振興に寄与する道路の整備を進め、農業基盤の整備を推進する。

また、生活環境施設の整備にあたっては、農政サイドのみではなく、庁内関係各課との協力のもと、積極的に事業を計画及び推進し、用排水路の整備、集落コミュニティ施設の建設等、市街地部との差がなく、各農村集落のもつ特性を生かした生活環境基盤の整備に努める。